

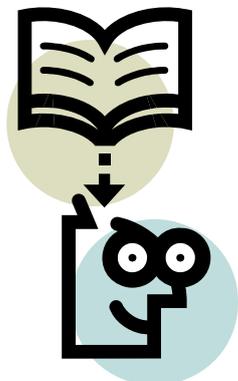
# 月刊 岩田会計 第4号

平成19年4月30日

税理士 岩田英人

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

5月はGWもあり稼働日数が通常月よりも少ないうえに3月決算の申告があるためかなり忙しくなる月でもあります。五月晴れの中晴れ晴れとした気持ちで業務に取り組んでまいりますので今月もどうぞよろしくお願い申し上げます。



## 【平成19年4月号】 平成19年度税制改正について

毎年年末頃からテレビや新聞等で税制改正の議論が報じられます。

皆様は他人事ではなく興味を持って情報を収集していますか？

今年度は減価償却制度が抜本的に変更されています。

また特殊支配同族会社のオーナー給与の一部損金不算入額の基準所得の変更もありました。詳細はおってご案内いたします。

ほとんどの方は、閣議決定されてしまって税制が改正されたので改正後は改正税法によって処理してください、で終わってしまっているようです。

それだけでなくなんでこんな処理になるのかと我々にご立腹される方も多いようです。確かに改正というからには正しく改めなくてはなりません。本当に国家のために国民の為に有意義な使い方をされるよう議論され誰もが納得できる税制が確立するのが理想ですがなかなか難しい面もありますね。本来税金はすすんで納めるものなのですが、実際には取られる、持っていかれるというイメージが強いようです。

経営者の皆様も常にアンテナを張り巡らし情報を進んで収集し不明な点は我々に相談してください。何事に対しても事前に準備し計画を立てることが重要だと常々思います。